

## 県補助事業における補助率の格差の是正を求める意見書

小児医療費助成事業、重度障害者医療費助成事業、ひとり親家庭等医療費助成事業等、神奈川県補助事業の中には、政令指定都市とその他の市町村との間で補助率に格差が設けられているものがある。

例えば、人口減少が問題となる中、子どもを育てる世帯にとって最も切実な問題である小児医療費助成事業の補助金については、政令指定都市に対する県の補助率は4分の1、他の市町村に対する補助率は3分の1から2分の1となっている。

川崎市を始めとした政令指定都市の市民が他の市町村民と同様の県税負担をしている実態からすれば、これは、県内の租税負担の公平性が損なわれている状態であると言わざるを得ない。

よって、県におかれては、県税負担の実態を踏まえ、小児医療費助成事業を始めとする県補助事業については、政令指定都市と他の市町村との補助率の格差を早急に是正されるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年6月16日

議会議長名

神奈川県知事 宛て